

令和5年度第1回広島市多文化共生市民会議指針改定専門部会 会議要旨

- 1 開催日時 令和5年(2023年)10月12日(木)午後1時～3時
- 2 場所 広島市男女共同参画推進センター会議室1
- 3 出席者
 - (1) 委員(敬称略・五十音順)
河本 尚枝、中石 ゆうこ、二宮 孝司、増田 勇希、宮地 宏、ヴェール ウルリケ
(欠席:長坂 格)
 - (2) 事務局
国際化推進課 国際化推進担当部長(事)多文化共生担当課長、主幹
- 4 議事
 - (1) 多文化共生のまちづくり推進指針の改定と当会議について
 - (2) 部会長、副部会長の選出
 - (3) 会議の進め方について
 - (4) 意見交換(望ましい外国人受入施策の姿について)
 - (5) その他
- 5 発言等要旨
 - (1) 議事(1) 多文化共生のまちづくり推進指針の改定と当会議について
「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」、「広島市多文化共生市民会議運営要綱」及び「広島市多文化共生市民会議 指針改定専門部会運営要領」に基づき事務局から説明した。
 - (2) 議事(2) 部会長、副部会長の選出
事務局から、河本委員に部会長を、二宮委員に副部会長をお願いすることを提案した。参加委員全員が事務局の提案に賛同し、異議がなかったため、部会長は河本委員、副部会長は二宮委員に決定した。
 - (3) 議事(3) 会議の進め方について
事務局から説明した。
 - (4) 議事(4) 意見交換(望ましい外国人受入施策の姿について)
宮地委員
「外国人受入れ」と言った時の「受入れ」の定義がポイントになると思う。留学生も受入れであり、観光客も受入れである。住んでいる人にも働いている人もいればそうでない人もいる。それぞれについて、やるべきことが変わってくると思う。議論する際にはどの「受入れ」を扱うの

かを決めておかないと、迷走するのではないかと思う。

河本部長

どこを議論するかはこれから決めていかなければならない。

例えば企業の転勤で帯同される家族に対し、国として日本語教育などの制度を持っておらず、自治体や地域に丸投げのようになってしまう。技能実習生は企業が一定の期間日本語を教えるが、それ以上はやらない。このように、自治体がカバーしなければならない点が多く、どの部分を対象にして議論するかは、今広島市が抱えている問題がどこなのかによると考えられる。また、国の支援が足りない部分、法や制度、サービスがないところを両方見た上で、議論の対象を決めていくことになるかと思う。

指針としてまとめていくためには、数回に分けて、労働者について、教育についてという形で分けて議論する方法もあるかと思うが、宮地委員はどうお考えか。

宮地委員

広島市として外国人を増やしたいと思っているのか、現状維持でいいと思っているのかによってやるのが違うと思う。増えるからそれに対応するというリアクティブな方策を考えるのか、例えばこれから労働力が足りなくなってくるから人を増やすための方策を考えるのかによって議論は変わってくる。

自分の考えではまず観光客と住民を分け、さらに住民を労働者とそうでない人に分けて考えたらいいと思っている。

なぜならば、広島の観光客は欧米の人が多いが、住んでいる人は中国などアジアの人が多。そうすると、それぞれやるべきことが違って来る。多言語化が必要と言った時に、英語にすればいいのかという話である。

事務局

現行指針には観光客が入っているが、改定後の指針においては住む人に絞りたいと考えている。

宮地委員

それはなぜか。

事務局

観光客と住民では施策が異なる。多文化共生の対象者は原則として住民であり、観光客については別の担当課がある。インバウンドを増やすという課題は経済観光局の所管である。

河本部長

対象者は広島市に居住している外国人住民ということで良いか。

事務局

その通りである。

河本部長

宮地委員の分類でいえば、労働者とその他、配偶者や子ども、呼び寄せた家族になるか。

宮地委員

観光を外して住民だけを対象とすることに違和感がある。色々な案内板を、住民の国籍が多い順に中国語、韓国語、ベトナム語にするといった話になるだろうか。やはり観光のことも頭に入れたほうが良いのではないかと思った。観光施策の所管が別であるということは理解するが、あまりにも別の話にするのは何かが抜けているような感じがする。

中石委員

観光客にも波及効果があればいいということではないか。まずは住民について考え、その施策が結果的に観光客にメリットになればよいという、そこまでは範囲にすると考えたらいいのではないか。

宮地委員

他都市と違い、広島には戦争のイメージがあるからか、観光客は欧米人が多く、アジアの人が少ないという特性は念頭に置いていたほうがよいと思う。

中石委員

住民の中でも住んでいる長さは様々であり、短い人もいれば何世代も住み続けている人もいる。住民として捉える場合も別の切り口があると思う。観光客を完全に切り離すわけではなく、施策の中で居住期間が短い人達への対策が、結果として観光客へのメリットにもつながると思う。

ヴェール委員

中石委員の意見に賛成である。観光客を議論することは、別に部署があることが示すように、少し問題が違う。例えばアジア系市民への施策を手厚くすれば、広島はアジア系市民に対してやさしい都市であることが伝わり、自然にアジアからの観光客が増えると思う。

事務局

全く切り離すのではなく、中石委員の意見にあったように、住民の中の短期滞在の人への施策が観光客にも波及すればよいと思う。委員の意見を聞いていると、観光客を全く切り離さないほうがよいと思われるが、多文化共生としてはあくまでも主眼は住む人、住民登録がある人としていたいと考える。

増田委員

外国人住民が住みやすいまちにする上では、受入側の日本人の意識をどう作っていくかという観点があるかと思うが、これについては観光が入口になるといったこともあり得ると思う。例えば観光客向けに飲食店のメニューを多言語化するとか、市民と外国人がふれあうきっかけになる

といったことである。

また、「場面」を切り口とすれば災害時の対応が挙げられるが、これは多文化共生の指針に入るのか、防災や災害対応の政策に含まれるのかということにもなる。分野横断的な内容をどう扱うのかは、今後の議論の中で整理できればよいと思う。

河本部長

対象者を考える時に、外国人市民を居住期間の長短で考えるという観点と、多数派を占める日本人市民の、受入れに対する考え方をどう作っていくかということ、もう一つは日常生活だけでなく災害などの「場面」について検討したらどうかという議論であったと思う。

二宮委員

多文化共生というのは、総務省の定義では「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」となっている。私の結論は地域の中でいかに定着するかということだ。これまでの多文化共生市民会議の中では、私の印象では「外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくり」、つまり言葉の問題で役所の手続きが分からなければ多言語で冊子を作るなど、行政側での対応が進められてきた。こうした暮らしやすさ、安全・安心に加えて、多文化共生意識の高揚の部分が果たしてどうなのか。暮らしやすさや安全・安心の面では、これまでの意識調査が示すように大分進んできたと思うが、地域において定着できない実態がある。

先日、ウクライナからの避難民が広島市内の企業の大きな支援を受けたという報道を見てうれしく思った。その企業に数年前に外国人児童を社会見学に連れて行った際にはあまり配慮がなく厳しい対応をされたのだが、その後は説明に多言語標記を入れるなどの対応がされるようになった。企業も含めて地域において、外国人市民が切り捨てられ、冴えない思いをすることのない社会を作っていく必要がある。

河本部長

日本人側がいかに理解するか、事情の違いに合わせて対応するか。自分たちの「常識」を伝えることも多文化共生であるが、その「常識」を持っていない人がいることを伝えるのも多文化共生という理解でよろしいか。

中石委員

日本人と外国人の間に立つ存在がいると考えている。日本人の中にも多文化共生意識を持っている人がいる。色々な価値観がある中で、全員が多文化共生意識を持つのは難しいが、多文化共生意識を持つ人材、「仲介者」（仲介できる人材）を育成することが大事だと思う。同時に、国際交流のボランティアを募集すると一定の人しか応募せず、なかなか広がっていかないという話も聞いている。

増田委員

宮地委員の発言にあったように、広島市としてリアクティブな対応とするのか、こういうまち

を作っていくのだと打ち出していくのかによって議論が変わってくる。自分としては、広島市が、全国と比べても外国人が住みやすいまちを積極的に作っていくという表明が生まれればよいと思っている。未来志向で、むしろ広島市に移住してください、このような環境を整えていますよというようなことである。日本語教師や外国人支援をしたいと思っているコーディネーターは多くいるが、企業、地域、行政の協力が得られないためにドロップアウトしたり、別の地域に移ったりということが起きている。広島が先進的に取り組めば、日本中から人が集まってくる。例えば日本語教師を正規で雇用し、日本語の指導をするならばそれに共感して良い人材が集まってくるだろう。「志」のようなものを指針の中に組み込んでいくのが重要である。

ヴェール委員

日本では、外国人支援の役割を民間団体に担わせるようになっていないのか、専門家ではないので分からないが、一つの課題ではないかと思う。

また、広島市に住民登録をしている外国人が対象という話があったが、様々な事情で在留資格を失ってしまった人を切り捨てるのが気になった。

事務局

仕組みとして、住民登録があれば行政サービスを受けられることになっており、在留資格が切れて住民登録もなくなった人への対応は別の形の支援になると思う。仮放免や難民申請など入管法上の様々な問題があるが、市としてできることはほとんどないのが現状である。我々の業務に、そういった人たちへの支援は含まれていないと認識している。相談があれば、弁護士や民間の支援団体を紹介することになると思う。

河本部長

それでは、この会議の対象者は在留資格がある人ということによろしいか。

事務局

その通りである。

ヴェール委員

ドイツの定住支援の対象者には難民申請中の人たちも含まれている。外国人受入施策の理想を言えば、難民申請中であつたり在留資格がないような人も対象にしたらよいと思う。

ジェンダーの観点では、4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたところであるが、この法律のパブリックコメントとして移住連（移住労働者と連帯する全国ネットワーク）が要請書を出している。その中で、外国人女性は、外国人であり、女性であることによって、直面する問題が国籍だけではなくジェンダーとも関連していること、例えば、結婚や離婚によって在留資格が左右され、立場が不安定になる傾向があることが指摘されており、このような人々も視野に入れてほしいと思う。

河本部長

増田委員から「志」を掲げるのかという発言があったが、事務局からはどうか。

宮地委員

広島市として、外国人市民を増やしていきたいと考えているかということだ。市民の代表である松井市長が市としてこうしたい、と打ち出すことは大事だと思っている。

例えば働き手の確保で言えば、広島に限らず日本そのものが競争力を失っている中で、どうしたら外国人に来てもらえるかを考えなければならないという危機感がある。

コンビニを作ることには賛成だが自宅の隣に作るのは嫌だということと同じで、外国人に来てもらうのは賛成でも、この町で増えるのはちょっと不安だという逆の感情が出てくる部分がある。そういったことを、気運醸成によって解決していくことが重要である。

河本部長

指針を出した時に、総論賛成各論反対にならないようにということかと思う。

広島市としては、今後外国人市民が増えていく見込みを持っていると思うが、増やしていくということについてはどうお考えか。

事務局

広島市でも既に人口減少局面に入っているが、外国人市民は徐々に増加しており、全体に占める割合は拡大している。ただし、例えばコミュニティの弱体化が指摘される中で、急に外国人を増やしていくという施策を採ったとして、受け入れるのに十分な土壌があるのかという懸念はある。

共同通信の首長アンケートに対し、広島市も外国人の労働力が必要だと回答している。だからといって先進的な取組をして、先陣を切ってどんどん外国人に来てもらおうというまでには至っていないと思う。

二宮委員

広島市は他都市と違う傾向がある。東海地方はブラジル国籍の住民が多いが、広島市は安芸区に少し住んでいるぐらいである。広島市で多いのは基町小学校区の中国系住民と、竹屋小学校区のフィリピン系住民である。今はインドネシア、ネパール、ベトナム国籍の住民が増えているが、他都市に遅れて増加が始まった。白島小学校区にはベトナムの児童が多いが、家族の呼び寄せで来ていると思われる。

インドネシア国籍の人は、介護職として来てもらおうという動きがあり、その子どもが小学校に通ってくる。ネパール国籍はカレー店の従業員が多い。

それぞれ少しずつ増加しているのだが、一方で「志」をアピールしていくのも必要かと思う。先日新聞で、広島市の夜間中学が取り上げられたが、こういった外国人の受入れが充実しているということを、市が発信しても良いのではないかと思う。

誰が来ても支えられるまちづくりを進めていることが確認できたらよいと考えた。

河本部長

どんな人でも支えられるようなまち、というのが伝わる指針になればよいのではないかという話であった。

もう一つ、指摘があったのは、広島市は集住地にはなっていないということだ。東海地方では、代替わりや入れ替わりはありつつも同じ国籍の人が住んでいるが、広島市の場合は色々な国籍の人が様々な業種で入ってきている。ニーズも多様であると考えられるので、そういったところを支えられるようにというお話だった。

一方で、宮地委員からは、競争力が下がっていく中で、広島市が良いところであると言えるものもあればよいという御意見があった。

宮地委員

事務局が言われたような、受入れ体制として十分か懸念があるということについては、必要な取組を一つずつ絞り出していく作業もあってよいのではないか。住む所が足りないのか、言葉やコミュニケーションの問題なのか洗い出していけば、外国人の受入れを進めると宣言できるかもしれない。

事務局

例えば、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期に、外国人がホテル療養をするとなった場合に、日本人であればドア越しに会話をすれば済むが、言葉が通じない外国人とどうコミュニケーションを取るのかといったことが全て手探りであった。外国人を積極的に増やすとなれば、市政全般で外国人対応を考えなければならないが、外国人と言っても居住期間や日本語能力は様々で、一律に語ることはできない。外国人対応に不慣れな職員もまだまだいる。

令和4年度に実施した多文化共生意識調査で、日本人向けに「広島市で外国人が増えることについてどう思いますか。」と尋ねたところ、半数以上が「増えても減ってもどちらでも良い」と回答しており、「もっと増えたらいい」という回答は17.1%であった。この結果を見ると、広島市として外国人をどんどん増やそうという方針を打ち出して、市民の皆さんがついてきてくれるだろうかと思う。

中石委員

外国人だからお世話をしなければならぬと考えるのではなく、自分たちにはない豊かなものを持った人たちが来ると考えたときに、外国人ではなく『人』が増えることについてどう思いますか。」と聞いていたらどうだったのだろうかとも考えてみた。

外国人が増えるイコール負担が増えるだとか、対応の仕方が分からないというマインドセットから変える必要があると思う。

河本部長

それは先ほど出た日本人の側の意識の醸成ということか。

中石委員

その通りである。先ほど仲介者という話をしたが、日本人側だけでなく外国人側からも仲介者

が出てくるという前提である。

増田委員

宮地委員が言われるように、すぐ対応しないと置いていかれるということかもしれないが、やろうとしていることは壮大であり、国の政策を見ても長い道のりになるだろうと考えられる。

多文化共生プランを作っても予算がついていない都市はたくさんある。先進的なプランを作ったと言われる都市でも予算は本当に少ない。指針が施策にあまり反映されていない現実があるため、指針にどういう意味を持たせるかが重要ではないかと思う。自分としてはやはりポジティブな発信をしたいと考えているが、ただの宣言文に終わらないよう現実的に施策として取り入れられるものとする必要は感じている。

質問であるが、この指針は専門部会で意見を聴取し、草案を作り、市民会議で決定し、議会へという流れなのか。

事務局

市民会議は意思決定機関ではないので、草案は市が作成し、最終的な意思決定は市の中で決裁の形で行う。策定の途中で議会への報告も行う。

増田委員

この専門部会ではどの程度案文について議論するのか。前回の指針のような形を作っていくのか。

事務局

専門部会の後半ではそうなる。ある程度議論が進んで来たら、市の関係課が集まる庁内会議も開催し、意見を聞くことにしている。

河本部長

増田委員から実現可能な施策を提案していくという話があったがどうか。

中石委員

現実的なことだけだと、どこまで動くか疑問なので、志と実現可能性の両方大事だと思う。

宮地委員

壮大な話をしているので、方向性を決めずに委員の間でブレインストーミングのような形で話す中で形作られていくのではないかとも思う。

事務局

話を最初に戻すようだが、この会議でまずお聞きしたいのは、海外と比較し、現状を見て、本当はこういう制度があったほうが良いというお考えがあれば一通り聞かせていただき、それが無いのだけど、こうやっていこうという流れをイメージしている。

宮地委員

国の制度か。

事務局

国の制度でも法律でもよい。入管庁ではない独自の国の組織を設けるべきとか、国の政策が場当たり的であるといったことは新聞等でも報道されている。

その後で、しかし現実は違うので、その中で、今お話しがあったような、どういう切り口でやっていくかなど、2回目の会議で深めていきたいと考えている。

二宮委員

現在、保育園の園長を対象に多文化共生の研修を実施している。小学校については拠点校に日本語教育コーディネーターを配置し、各校に派遣している。教員にも研修を行い、日本語能力の診断などができるような取組を進めている。

高校進学については、日本語学習歴が短い生徒向けの特別枠が設けられていたが、現在は日本語学習歴が多少長くても特別枠で受け入れるようになっている。

地域においては、外国人が役に立っているという実感がないといけないと思っている。社会福祉協議会など地域の団体のメンバーに入れるとか、行事で活躍できるようにするといった取組が必要だ。

事務局

学校における日本語指導者の育成や、地域の団体への外国人の参加が進まない原因はどういったところにあるのか、皆さんのお考えをお聞かせいただきたい。

二宮委員

日本語指導の担当者は県に対して配置され、県内のバランスを考慮し広島市に必要な人数が配置されない。

事務局

外国人の子どもも学校で学ぶという仕組みになっていないということか。それとも仕組みはあるが機能していないということか。

二宮委員

日本語指導の拠点校については、やっとできたという感じだ。文部科学省から、外国人児童・生徒への支援計画を作るよう指示があった際に、基町での知見を全市的に生かせるということで拠点校とすることができた。願いはずっとあったが、実現したのは国からの指示がきっかけだった。指針を作ることが、そうした取組が進むきっかけとなればよいと思う。

河本部長

日本語指導者が十分に配置されるように、必要な予算や人数を申請できるような制度が良いということか。

二宮委員

教育は学力テストなどで成果を出さなければならない。外国人児童が多いのは基本的に公営住宅であり、塾に行かせることが難しいので、高い得点を取る子どもは少ないが、30%未満の低位の子どもを作らないことを目指して取り組んできた。

中石委員

日本語指導ができる教員が育ったとしても別の学校に異動してしまう問題がある。現場に入っている日本語教師の横のつながりもない。学校を越えたつながりがなく、また研修が授業時間以外に開催されておりボランティアで参加しなくてはならない。

また、外国人の子どもが大学に入りにくいという問題がある。日本に長くいる子どもは日本人の子どもと同じ試験を受けなくてはならない。

母語の保障がされていないということもある。二つの言語で育つ場合、日本語だけではなく母語との両輪になることで認知力や学力が伸びると言われている。日本では母語の習得が支援されていないという実情がある。

宮地委員

それは親ではなく、公的資金とするものか。

中石委員

教科を教えなくてはならないので、親だけでは難しい。

両輪の片方（母語）が保障されないことで学力や認知力、社会力が伸びないということが、日本全国で起きている。

事務局

言葉の習得が認知能力などにも関わっているということは、多くの日本人が知らないことであり、外国人受入れの議論において扱われてこなかったと思う。

河本委員

スウェーデンは母語の保障のため、児童の親族を母語教育の教員として採用しているそう。学校ではスウェーデン語を学ぶが、外国語の時間に母語を学んでいる。

宮地委員

母語の教育は母国が行うべきではないのか。自分はオーストラリアにいたことがあるが、海外で働く日本人の子どもが日本語を習得できるよう、外務省が教材を送り、現地の日本人が日本語を指導するなどしている。オーストラリア政府が母語教育をするような余裕はないと思う。

母語教育についてはなるほどと思ったが、そこまで広島市がやるのかと思った。例えば日本に

いるブラジル人の子どもが母語を話せないことについて危機感を持つべきなのは、ブラジル政府ではないのか。

中石委員

帰国すると考えればそうだと思うが、海外で生活し海外で就職する子どもに対して…

宮地委員

外務省の取組は、日本に帰ってくる人たちのために行っているわけではないと思う。

中石委員

先ほどの例で、オーストラリアに子どもたちが残って、就職して家庭を持つ場合に、その子どもたちの認知力や学力が低いままであるというのは、現地政府にとっても良いことではないと思う。そういう意味で受け入れ側であるオーストラリアも、日本も何かするべきだと考える。

宮地委員

何年か経ったら結果が出るということなのだと思う。

中石委員

認知能力が伸びなければ就職の選択肢も限られる。中学も高校もドロップアウトする子どもが増えたり、職業選択の幅が限られたりする子どもが増えないようにする必要がある。

河本部長

教育以外の分野はいかがか。他国の社会統合においてはその国の価値観や習慣を教えている例もあるが、日本はやっていない。

増田委員

国籍や在留資格によって対応しなければならない課題が違ふと思われる。国籍や在留資格によっては、母国で受けたが教育水準が高くないことも多いのではないか。母国で受けた教育レベルが高ければ、子どもたちの教育に関する意識も高いと思うので、自分たちでも対処できる。母国での教育水準も高くなく、海外生活は日本が初めてであるというケースでは、文化や習慣、日本の教育についてしっかり教えることで、その後発生するであろう教育の問題はある程度解消されると思う。まとまったカリキュラムで伝えることは大切だ。さらにカリキュラムの中に地域との交流を組み込んで、接点を創出することがあればいいと考える。そこをしっかりとやれば、結果的に相談などは減ってくると思われる。

宮地委員

私自身も海外で生活したが、頼りにするのは現地の日本人である。広島の中にも外国人のコミュニティがあり、核となる人がいると思うので、そういった人を把握するとよいのではないか。初めて来た人が、市の職員を頼ることはあまりないと思う。核となる人を探すのは難しいと思う

が、いくつか試験的に調べてみるとよいのではないか。

河本部長

行政が地域と直接つながるのは難しいと思うので、中石委員が言われた仲介者、コミュニティリーダーのような方が間に立つのも一つの方法というお話しであった。

ヴェール委員にお伺いするが、ドイツと日本を比較して、制度上、日本で外国人が住みにくい、あるいは法律上難しいと思うことはあるか。

ヴェール委員

ドイツでも排他的な感情を持っている人が増えており、外国人として暮らしやすい国なのかどうか、自信を持って言えない。市民社会がしっかりした国ではあるので、NPOやNGOが外国人の支援をする場合が多い。ウクライナからの避難民が大勢来たが、NPOが結節点となり寄付やボランティア希望者を集めた。市民社会が大きな役割を果たしており、行政がそういったNPOに委託などの形で資金を出している。

河本部長

市民社会というのは言葉を変えれば「困っている人を助けようという民間団体が十分にある」ということでよろしいか。

ヴェール委員

行政ではなく、何か（目的）のために活動する市民がいるということだ。

河本部長

市民が作った団体が市民のために活動しているのがドイツで、日本にはそれがないのではないかという御指摘だと思う。

ヴェール委員

そういった団体に寄付すれば税の控除が受けられるなどの制度がしっかりしている。

宮地委員

それがあるから外国人が住みやすいということになるのか。

ヴェール委員

外国人を支援する団体がたくさんある。

河本部長

行政が足りない部分があれば、そういった団体が支援するということか。

ヴェール委員

行政が全て見守り、解決できるわけではない。

増田委員

市民社会と言った時に、どこまでのグループを指すかという問題はあるが、日本においては難しくなっているとはいえ自治会や町内会、民生委員といった地縁型の組織というのは長く存在している。少子高齢化や若い人の加入が減っているといった問題はあるが、(地縁型の組織は) 根強く生きている。ただ、彼らの中に外国人というキーワードは入っていなかったり、閉じている部分はある。一部の町内会長から外国人とのコミュニケーションを取りたいという相談があるが、中石委員が言われた「仲介者」がいないために宙ぶらりんで放置されてしまっているということはあると思う。市民社会の定義の仕方ではあると思うが、既存の地縁型の団体に対しても多文化共生という視点でのアプローチを根気良くやっていく必要がある。

NPOやNGOについては外国人支援に限らず非常に厳しい状況で、法人格を取っているNPOは広島に800ぐらいあるが、事務局を持って実働できているのは200~300程度だと感じる。多くの場合、福祉系の事業所など、収入を得られる事業をやっているところに限られる。多文化共生や国際交流の団体は運営面等厳しい現状がある。理由は色々あるが、宗教的な部分も含めて寄付の文化が根付いていないとよく言われる。団体自身の寄付を集める能力も課題であり、ボランティアの延長で活動している場合、企業等に寄付の依頼をした時に「そのプランでは寄付を出せない」と言われるなど、団体側の成熟度も今後の課題だと思う。NPOやNGOという意味での市民社会は、日本は弱いという状況である。

河本部長

時間も迫ってきたので、再度、国全体を見た時に、日本に外国人が定住・永住し、教育をする時に、法律など国レベルの制度で問題があると思われるところがあればお願いしたい。

中石委員

ヴェール委員が言われた「救済」について、国レベルの議論であるが、在留資格が切れたら家族と引き離してでも強制退去ということであれば、安心して日本に住めないのではないかと思う。

宮地委員

デジタル化によって手続きが簡素化されるとよい。オーストラリアにいた時はスマートフォンで手続きが完了していた。すぐには難しいが、デジタル化は一つのキーワードだと思う。

増田委員

仲介者という話があったが、コーディネーターや日本語教師が職業として成り立つ支援体制があると良い。

中石委員

日本語教師が国家資格化されるが、資格を取ったからといって収入に結びつかないという懸念がある。資格を取った後のことも整備が必要である。

二宮委員

教員採用試験で日本語指導を目指す学生は一次試験を免除するとか、何らかのことがあって良いのではないかと。そうしないと人材育成ができないと思う。

ヴェール委員

ジェンダー主流化という考え方があるが、同様に、「多文化共生主流化」といった形で、あらゆる法律の中で、日本にいるのは日本国籍の人だけではないということを反映する必要がある。

河本部長

本日の議論をまとめると、国のレベルの話で言えばデジタル化による手続きの簡素化や、法律を作るに当たって国籍に関係なく対象とするとよいのではないかとといった意見が出た。また教育に関しては、日本語教師の有資格者の仕事や生活を保障する必要があり、今後増加するであろう外国人の子どもへの教育に当たる教員については採用の段階で何らかの優遇があってよいのではないかとという意見が出た。

仲介者がプロとして成立するとよいという意見もあったが、これについては民間団体ともかかわってくると思う。他の国であれば語学教師に対し政府から予算がつき、職業として成立しているが、日本ではそうっておらず、非常勤など不安定な立場になっていることを示唆しているかと思う。

また、在留資格の問題から、永住資格を取ったり、日本国籍を取得するなどしないと、安定的に働くことができないという指摘があった。

対象の絞り方や、現実的な内容にするのか、その一歩上に行くものにするのかについても意見が出た。本日の議論を踏まえ、次回は広島市で取り組むべき施策について議論していくことになる。人口等の資料については後日委員に送付されるということなので、次回までにご検討いただければと思う。